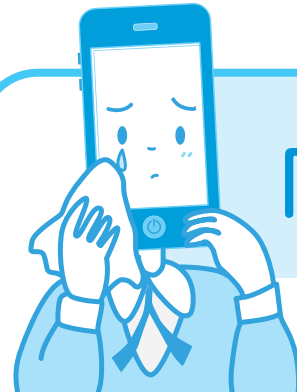


今、子どもたちに起きている 「ネットいじめ」とは？

インターネットは私たちの生活を便利で豊かなものにしてはいますが、インターネット上の情報によって人権が侵害されるケースも生じています。今、子どもたちの世界で起こっている「ネットいじめ」の現状や対策、予防について、教育・法律・システムの各専門家にお聞きしました。



誰が？
私の悪口を書いたの！



「ネットいじめ」ってどんなものですか？

インターネット上に本人の名前や学校名、学年などを添えて悪口を書き込まれたりするのが「ネットいじめ」と呼ばれるものです。近年、いわゆる学校裏サイトや掲示板などに「何々中学校、何年何組、だれだれ、ウザイ・キモイ」などと書き込むものが、深刻な問題を引き起こしています。

2010年に行った調査によると、小学生の約1割、中学生に至っては3割近くが「ネットを利用して嫌な思いをしたことがある」と回答しています。「ネットいじめ」の怖さは、自分が他人に知られたくない情報や嘘、誹謗中傷などがネット上に「さらされて」しまうことや、「誰が書き込んだのか」と周囲を疑い、疑心暗鬼や人間不信に陥ってしまうことがあげられます。また、ネットいじめにあった子どもたちの多くが「誰にも相談しない」と答え、とりわけ親に相談することを避ける傾向があることに、私たちは十分注意する必要があります。



ネットルールの徹底と対面型のコミュニケーションが大事です！

「ネットいじめ」を予防するためには、「夜10時になったらケータイを使わない」「家ではリビングでしかケータイを使わない」といったネットルールを、学校や家庭で徹底することが有効です。

「ネットいじめ」から子どもたちを守るためには、まず、子どもの様子を注意深く見ること、そして、私たち大人が「人の嫌がることをネット上に書かない」といった人権意識の啓発や、「困ったことは、なるべく対面で話をする」といったコミュニケーションのあり方を見直すことが大切ではないでしょうか。「あのね…」と子どもたちが言い出せる雰囲気のある家庭を築くことが、私たち大人に求められています。

佛教大学教授 原 清治 氏



「ネットいじめ」を見逃さない「ネットパトロール」とは？

ネット上の問題がある書込を検出し、その情報の削除の手助けや相談、書込を行った児童、生徒の指導につなげるのが「ネットパトロール」です。京都府立大学情報環境学グループでは、自主開発したシステムを用いて、現在、京都府内の中・高等学校74校を対象に平日1日1回パトロールを行っています。パトロールは「死ね」「殺す」「ウザイ」などの「いじめ語」や「死にたい」などの言葉と、児童、生徒の「実名」に着目して行い、危険度の高いものを教育委員会などに通報しています。

今の小・中・高校生は、ネット上の個人サイトや掲示板を気軽に利用し、ときには児童、生徒や先生、そして家族に向けた敵意を「いじめ語」や「死にたい」という言葉で表しています。ネットパトロールで「見守り」まではできますが、「ネットいじめ」を減らすには、「惻隱の情（あわれみの心）」と「恕」（思いやりの心）を温め合うことが必要です。先人の知恵（儒教）に学び、できることから始めましょう。

京都府立大学大学院教授 吉富康成 氏



「ネットいじめ」をなくすためには？

ネットいじめにあったときの法的な対処としては、書き込まれた情報について侮辱罪や名誉毀損罪で刑事告訴を検討する刑事上の責任追及と、名誉毀損を理由として損害賠償請求や名誉回復請求を行う民事上の責任追及があります。

インターネットでは匿名性の気安さから、安易に書込をしてしまうことも考えられますが、場合によっては法的責任を問われるおそれがあることを、よく理解しておく必要があります。

「ネットいじめ」をなくすための取組としては

- ①情報の発信者を特定しやすくする方向で規制を強化する。
- ②ネットであっても、無責任な発言により刑事上・民事上の責任が追及されることもあることを熟知させる。
- ③他人のいじめなど問題のある情報に接したときに、情報の受け手として情報の持つ意味を読み取る力を高められるような法教育を行っていく。

弁護士 小川顕彰 氏

問い合わせ先

京都府府民生活部人権啓発推進室

☎075-414-4271 FAX075-414-4268 <http://www.pref.kyoto.jp/jinken/>